

# 福岡市公報

令和7年12月25日 第7200号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一

教育委員会

ページ

○福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正

(規則第19号) ..... 1

---

## 教育委員会

---

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、  
ここに公布する。

令和7年12月25日

福岡市教育委員会

### 福岡市教育委員会規則第19号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(給与改定の時期)

第7条 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与改定の時期については、市規則の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この規則による改正後の福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の規則第7条の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。